

溶融塩委員会国際交流小委員会規則

第1条 (目的) 溶融塩委員会(以下、本会)国際交流委員長の業務を執行するため、国際交流小委員会(以下、本小委員会)をおく。

第2条 (構成) 本小委員会は本会委員長から指名された国際交流委員長および該当の国際会議に係る本会委員(複数名)で構成する。

第3条 (委員) 本小委員会委員は国際交流委員長が選任し、役員会において承認する。選任にあたっては、溶融塩委員会が主催または協賛・後援等を行う国際会議について、主催者または関与する本会委員からの求めに応じ、国際会議毎に1名以上を選出する。但し、本小委員会委員は本会幹事である必要はない。

第4条 (任期) 本小委員会委員の任期は原則として国際会議の企画時から終了時までとする。ただし、実行委員会の求めに応じ、延長することができる。

第5条 (従前の委員長・副委員長の国際交流委員長の選出) 国際交流委員長は役員選考時に本会委員長の諮問により、国際交流小委員会委員(ただし電気化学会正会員)から1名推薦する。ただし本規則発効時までに指名を受けた国際交流委員長はその任期の満了まで従前のおりとする。

第6条 (副委員長の廃止) 従前の国際交流委員会副委員長は廃止する。ただし本規則発効時の副委員長はその任期の満了まで従前のおりとする。

第7条 (審議)

国際会議に対する業務・協賛金・寄附募集に関する提案は本小委員会において原案を審議し、国際交流委員長を通して本役員会に提案する。

第8条 (招集)

本小委員会の開催は原則として電子メールによる。審議結果は役員会において報告する。必要に応じて集会が必要な場合は、国際交流委員長から本会委員長に了承を得る。その場合の交通費・旅費は役員会・学会と同時開催する場合を除き原則として本会が負担する。

附則

本規則は平成30年11月15日から発効する。

(別項) 指定の国際学会

溶融塩委員会国際交流小委員会規則により定める国際会議は次の通りとする。

- International Conference on Molten Salt Chemistry and Technology (溶融塩化学技術に関する国際会議) 第12回: 2023年 開催
- Asian Conference on Molten Salts Chemistry and Technology (アジア溶融塩化学技術合同会議) 第6回: 2021年 開催
- International Symposium on Molten Salts and Ionic Liquids (ECS Meeting) (溶融塩・イオン液体国際シンポジウム) 第22回: 2022年10月 開催